

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	31	15.7	事務員・技術員	31	52	係員の職	60.4
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	21		幼稚園教諭	8			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	13			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	62	28.5	主事・技師	62	95	係員の職	60.4
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	33		幼稚園教諭	13			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	20			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
3級	(1)主査の職務	31	16.2	主査	31	54	係長の職	12.0
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	22		主任幼稚園教諭	9			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任保育士	13			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	39	12.0	係長	39	40	係長、保育所長の職	12.0
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	1		保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	31	10.8	主幹	31	36	課長の職	12.0
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	7	12.0	参事	7	40	課長の職	12.0
	(2)課長の職務	33		課長	33			
7級	部長の職務	12	3.6	部長	12	12	部長の職	3.6
8級	理事の職務	4	1.2	理事	4	4	部長の職	1.2
合計		333	100.0			333		100.0

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員(暫定再任用職員を含む。)が対象です。